

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

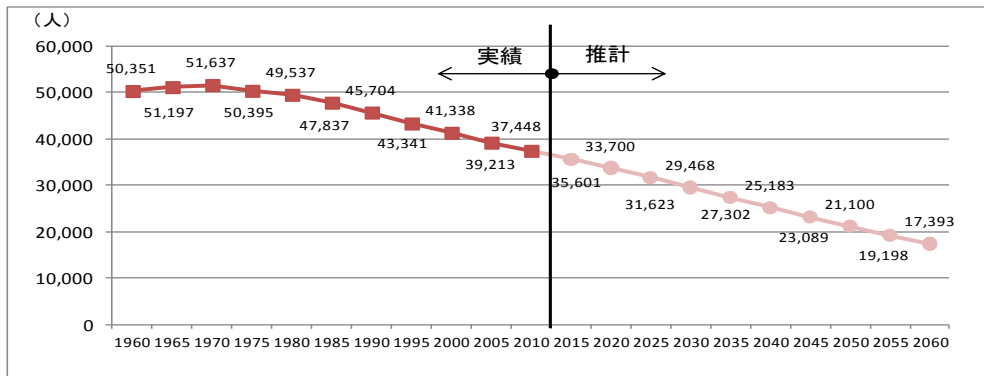
(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

大川市の総人口は、1970年度に51,637人に達した後、緩やかに減少しており、2010年度には37,448人となった。推計値によると今後も人口減少は進み、2060年には17,393人まで減少する見込みである。(図表1)

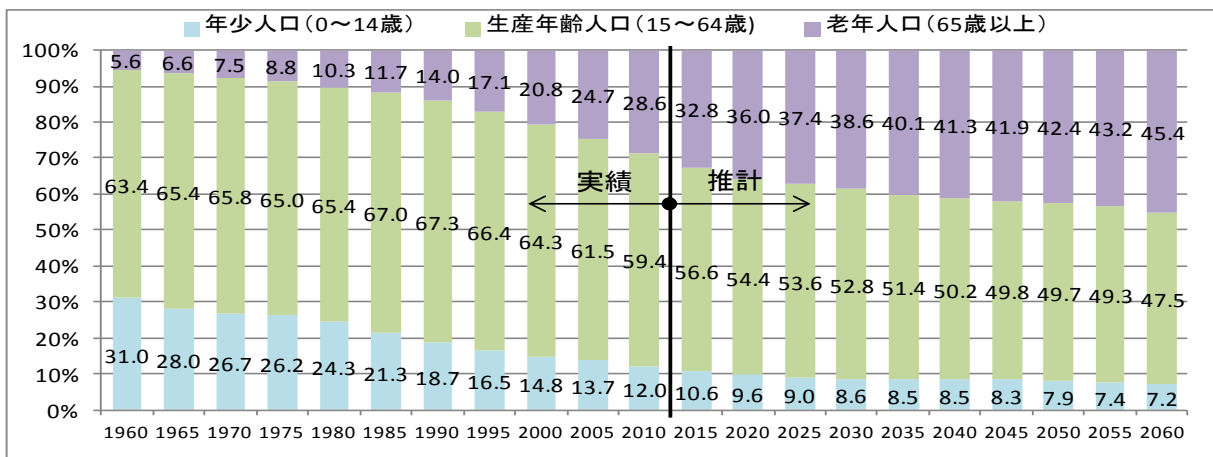
また、年齢区分別に見てみると、年少人口比率は1960年以降一貫して減少、生産年齢人口比率は1990年をピークに減少し、高齢人口比率も一貫して増加基調にある。

高齢人口比率は、2035年には40%を突破し、2060年には45.4%に達すると見込んでいる。(図表2)

図表1 大川市の総人口の推移と将来推計



図表2 大川市の年齢3区分別人口の推移と将来推計



出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

大川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（大川市人口ビジョン）

本市においては、引き続き見込まれる人口減少や少子高齢化の進展により、中小企業等を取り巻く環境は厳しく、将来を見据えた難しい経営が求められる状況にある。現在、市内の中小企業・小規模事業者は、前述したように人口減少、少子高齢

化を背景に人手不足、後継者不足等の課題に直面している。また、市内の中小企業・小規模事業者の業種は、インテリア産業を中心とした製造業・卸売・小売業が多数（図表3）を占めており、新卒者は都市圏の大企業への就職希望者が多く、製造業等への就職は敬遠されている状況にある。

このような現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねないため、市内の中小企業・小規模事業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業を増やしていくことは喫緊の課題である。

図表3 産業分類別事業者数と従業員数

産 業 分 類	事業所数（カ所）	従業者数（人）
農 林 水 産 業	5	81
鉱 業	—	—
建 設 業	131	640
製 造 業	719	4,481
卸売・小売業・飲食業	822	4,918
金 融 ・ 保 険 業	34	377
不 動 産 業	91	209
運 輸 ・ 通 信 業	50	841
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	3	27
サ ー ビ ス 業	559	4,788
公 務	13	315
総 数	2,427	16,677

資料：平成26年経済センサス・基礎調査

（2）目標

本市としては、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、福岡県南部地域の産業都市として更に経済発展していくことを目指していく。

これを実現するための目標として、計画期間中に150件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく、導入促進基本計画を策定し、中小企業・小規模事業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とする。

これにより、福岡県南部地域で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、県南地域の産業都市として更に経済発展していくことが期待される。

2 先端設備等の種類

市内の産業はインテリア産業を中心に農水産業・サービス業など、多様な業種が本

市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の面積は33.62km²と狭く、その中に製造業・農水産業・サービス業などの産業が立地していることから、本計画の対象地域は市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

市内の産業は製造業・農水産業・サービス業など、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化など、多様である。本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

生産性向上特別措置法に基づき、計画期間は国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画認定から3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。